

厚生労働省発表
平成19年9月21日

照会先	老健局計画課
	認知症・虐待防止対策推進室
室長	井内 雅明
室長補佐	山本 亨
認知症対策専門官	佐々木 健
電話	03-5253-1111 内線 3868, 3869
	03-3595-2168 (直通)

平成18年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果
(暫定版)

目次

結果の概要 1

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等 1

1. 1. 市町村における対応状況等 1

1. 2. 都道府県における対応状況等 2

 (1) 市町村から報告があった事例 2

 (2) 都道府県が直接把握した事例 3

 (3) 都道府県における公表 3

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等 4

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について 7

(参考) 調査の概要 8

調査結果 9

結 果 の 概 要

平成 18 年度における高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する調査結果は以下のとおりであった。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

<p>「養介護施設」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター
<p>「養介護事業」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業 ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業
<p>「養介護施設従事者等」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

1. 1. 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数

平成 18 年度、全国の 1,829 市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、273 件であった。

(2) 相談・通報者（表 1）

相談・通報者の内訳は、「親族」が 24.5%と最も多く、次いで「当該施設職員」が 23.1%、「当該施設元職員」が 10.6%であった。なお、「本人による届出」は 4.0%であった。

表 1 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明（匿名を含む）	合計
人	11	67	63	29	2	16	8	16	45	40	297
%	4.0	24.5	23.1	10.6	0.7	5.9	2.9	5.9	16.5	14.7	-

（注 1）相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数 273 件と一致しない。

（注 2）%は相談・通報総数 273 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない。

(3) 事実確認の状況及び都道府県への報告

相談・通報総数 273 件のうち、訪問調査（介護保険法又は老人福祉法に基づく立入検査等を含む）等により事実確認を行ったのは 240 件であり、そのうち、「虐待の事実が認められた」又は「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」との理由により市町村から都道府県へ 58 件の報告があった。

1. 2. 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から報告があった事例

ア. 施設・事業所の種別 (表 2)

「特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)」が 36.2% と最も多く、次いで「介護老人保健施設」が 19.0%、「認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)」が 15.5% であった。

表 2 当該施設・事業所の種別

	養護老人ホーム	有料老人ホーム	軽費老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	訪問介護、訪問入浴介護	短期入所施設	認知症対応型共同生活介護	その他	合計
件数	1	7	1	21	11	4	3	9	1	58
%	1.7	12.1	1.7	36.2	19.0	6.9	5.2	15.5	1.7	100.0

イ. 被虐待高齢者の性、年齢 (表 3、表 4)

性別では全体の 7 割以上が「女性」、年齢では全体の 6 割以上が「80 歳以上」であった。

表 3 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人	18	55	3	76
%	23.7	72.4	3.9	100.0

(注 1) 被虐待高齢者が特定できなかった 2 件を除く 56 件の事例を集計。

(注 2) 1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、56 件の事例に対し、被虐待高齢者の総数は 76 人であった。

表 4 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～79 歳	80～89 歳	90～99 歳	不明・その他	合計
人	4	17	28	22	4	76
%	6.6	22.4	36.8	28.9	5.3	100.0

(注 1) 被虐待高齢者が特定できなかった 2 件を除く 56 件の事例を集計。

(注 2) 1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、56 件の事例に対し、被虐待高齢者の総数は 76 人であった。

ウ. 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢、職種 (表 5、表 6)

年齢では「40 歳未満」が半数以上であり、職種では「介護職員」78.9%、「看護職員」8.8%の他に、「管理者」「施設長」及び「開設者」が合わせて 12.3% と 1 割強であった。

表 5 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	29 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不明	合計
人	17	12	1	8	4	15	57
%	29.8	21.1	1.8	14.0	7.0	26.3	100

(注 1) 虐待者が特定できなかった 9 件を除く 49 件の事例を集計。

(注 2) 1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、49 件の事例に対し、虐待者の総数は 57 人であった。

表 6 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職員	管理者	施設長	開設者	合計
人	45	5	4	2	1	57
%	78.9	8.8	7.0	3.5	1.8	100.0

(注 1) 虐待者が特定できなかった 9 件を除く 49 件の事例を集計。

(注 2) 1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、49 件の事例に対し、虐待者の総数は 57 人であった。

エ. 虐待の種別・類型（表 7）

「身体的虐待」が 72.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 41.4%、「介護等放棄」が 10.3%であった。

表 7 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	種別不明	合計
件数	42	6	24	4	3	2	81
%	72.4	10.3	41.4	6.9	5.2	3.4	—

（注 1）虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は報告があった事例 58 件と一致しない。

（注 2）%は報告があった事例 58 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない。

オ. 対応状況等

市町村から都道府県へ報告があった事例 58 件のうち、市町村からの依頼又は都道府県の判断により一部の事例について改めて事実確認を行った結果、最終的に「虐待の事実が認められた事例」が 48 件、「虐待ではないと判断」又は「虐待の事実が確認できなかった」が合わせて 10 件であった。「虐待の事実が認められた事例」48 件では、都道府県又は市町村による介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が 45 件行われたほか、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」「改善命令」「指定の停止」が各 1 件行われた（表 8）。

表 8 虐待の事実が認められた事例における対応

報告徴収、質問、立入検査、指導	45 件
改善勧告	1 件
改善命令	1 件
指定の停止	1 件
合計	48 件

（2）都道府県が直接把握した事例（表 9）

市町村から都道府県へ報告があった 58 件のほかに、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 33 件あった。「後日、事実確認予定又は対応検討中」の 7 件を除く 26 件について都道府県が単独または市町村と共同で事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」は 5 件であり、これらに対し、介護保険法の規定による権限の行使として、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が 2 件行われたほか、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 3 件行われた。

表 9 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	33 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	5 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	4 件
事実確認を行ったが、虐待の事実が確認できなかった事例	17 件
後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例	7 件

（3）都道府県における公表

法第 25 条の規定による都道府県における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等の公表については、平成 19 年 8 月 31 日現在で 24 都道府県が実施済みであった。

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

(1) 相談・通報対応件数

平成18年度、全国1,829市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、18,393件であった。

(2) 相談・通報者(表10)

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が41.2%と最も多く、次いで「家族・親族」が13.2%、「被虐待高齢者本人」が11.9%であった。

表10 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人	7,583	1,004	1,682	2,194	2,434	271	1,295	1,249	1,840	298	19,850
%	41.2	5.5	9.1	11.9	13.2	1.5	7.0	6.8	10.0	1.6	—

(注1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数18,393件と一致しない。

(注2) %は相談・通報総数18,393件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(3) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

相談・通報総数18,393件のうち、91.1%に当たる16,751件で訪問調査等の方法で事実確認が行われ、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)の総数は12,575件であった。

以下、虐待判断事例における、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策の内訳等については、1,829市町村のうち、回答に数値の不整合と思われる点等がある190市町村を除く1,639市町村の回答(相談・通報総数13,965件、虐待判断事例総数9,884件)を対象に集計を行った。

(4) 虐待の種別・類型(表11)

「身体的虐待」が64.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が35.6%、「介護等の放棄(ネグレクト)」が29.4%、「経済的虐待」が27.4%、「性的虐待」が0.7%であった。

表11 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	6,340	2,908	3,520	71	2,705	15,544
%	64.1	29.4	35.6	0.7	27.4	—

(注1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数9,884件と一致しない。

(注2) %は虐待判断事例総数9,884件に対する割合であるため、合計は100%にならない。

(5) 被虐待高齢者の状況について

ア. 性及び年齢 (表 12、表 13)

性別では「女性」が76.9%と、全体の4分の3以上を占め、年齢階級別では「80-89歳」が最も多く、全体の4割近くを占めていた。

表 12 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人	2,284	7,717	29	10,030
%	22.8	76.9	0.3	100.0

(注) 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

表 13 被虐待高齢者の年齢

	65~69 歳	70~79 歳	80~89 歳	90歳 以上	不明	合計
人	1,078	3,687	3,987	941	377	10,030
%	10.7	36.8	39.8	9.4	3.8	100.0

(注) 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

イ. 虐待者との同居・別居の状況 (表 14)

「同居」が84.3%と、8割以上が虐待者と同居であった。

表 14 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	8,335	1,072	201	276	9,884
%	84.3	10.8	2.0	2.8	100.0

ウ. 虐待者との関係 (表 15)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は「息子」が37.1%と最も多く、次いで「夫」が14.1%、「娘」が13.5%の順であった。

表 15 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	1,606	557	4,229	1,543	1,165	287	213	491	532	778	11,401
%	14.1	4.9	37.1	13.5	10.2	2.5	1.9	4.3	4.7	6.8	100.0

(注) 1件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、虐待者総数は 11,401 人であった。

(6) 虐待への対応策について

ア. 分離の有無 (表 16)

虐待への対応として「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が36.2%と、約3分の1強の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は59.7%と、約6割であった。

表 16 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	%
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	3,579	36.2
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	5,899	59.7
対応について検討、調整中の事例	406	4.1
合 計	9,884	100.0

イ. 分離を行った事例の対応 (表 17)

「契約による介護保険サービスの利用」が 35.9%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 19.8%、「やむを得ない事由等による措置」が 13.7%の順であった。

表 17 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	1,285	35.9
やむを得ない事由等による措置	490	13.7
緊急一時保護	392	11.0
医療機関への一時入院	709	19.8
その他	703	19.6
合 計	3,579	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳 (表 18)

「養護者に対する助言・指導」が 42.3%と最も多く、次いで、「被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用」が 24.2%、「見守り」が 22.0%であった。

表 18 分離を行っていない事例の対応の内訳(複数回答)

	件数	%
養護者に対する助言・指導	2,495	42.3
養護者自身が介護負担軽減のためサービスを利用	609	10.3
被虐待高齢者が介護保険サービスを新たに利用	671	11.4
被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用	1,434	24.3
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	686	11.6
その他	1,464	24.8
見守り	1,300	22.0

(注 1) %は被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない 5,899 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない。

(注 2) 「見守り」には、他の対応と重複がない事例のみ計上されている。

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について (表 19)

「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が 91.3%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が 67.2%と最も実施率が高かった。一方、「老人福祉法の規定による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整」が 39.9%、「早期発見・見守りネットワークの構築への取組」が 38.3%、「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議」が 32.0%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」が 23.3%、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」が 19.2%であり、地域における高齢者虐待対応に関する関係機関等との連携や調整が必要な項目については、市町村内部の体制整備や住民及び介護関係施設・事業所への法の周知等に比べて実施率が低かった。

表 19 市町村における体制整備等に関する状況

(1,829 市町村、平成 18 年度末現在、単位：%)

	法施行前から実施又は取組み	法施行後に実施又は取組み	(小計)	19 年度中に実施又は取組み予定	19 年度も実施又は取組む予定なし	無効回答	合計
対応窓口となる部局の設置	40.2	51.1	91.3	5.4	3.2	0.1	100.0
対応窓口部局の住民への周知	15.6	51.6	67.2	23.0	9.7	0.1	100.0
成年後見制度の市区町村長申立への体制強化	21.4	29.0	50.4	21.6	27.8	0.2	100.0
地域包括支援センター等の関係者への研修	9.5	35.7	45.2	22.7	32.1	0.1	100.0
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	4.4	18.5	22.9	44.1	33.0	0.1	100.0
居宅介護サービス事業者に法について周知	7.7	43.9	51.6	27.9	20.3	0.2	100.0
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	7.8	36.5	44.2	32.9	22.9	0.1	100.0
介護保険施設に法について周知	6.0	36.9	42.9	28.8	28.2	0.2	100.0
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	20.4	19.5	39.9	24.0	36.1	0.1	100.0
法に定める警察の援助要請等に関する警察署担当者との協議	5.6	26.5	32.0	32.9	35.0	0.1	100.0
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	18.0	20.3	38.3	35.9	25.8	0.1	100.0
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	8.4	14.9	23.3	31.3	45.2	0.3	100.0
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	5.6	13.6	19.2	34.1	46.6	0.1	100.0

(参考) 調査の概要

【調査目的】

平成 18 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1829 市町村及び 47 都道府県を対象に、平成 18 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

○市町村対象の調査

1. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

○都道府県対象の調査（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

1. 市町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報対応件数
3. 1 及び 2 における具体的内容

虐待があった施設等の種別、虐待の種別、被虐待高齢者の状況、行政が行った対応等

【調査結果】

別紙のとおり

【利用上の注意】

本調査において、一部の自治体には、回答の数値に不整合と思われる点等があるため、本資料は主な調査項目について集計した結果を暫定値として取りまとめたものである。現在、当該自治体に対し再調査を行っており、再調査終了後、改めて確定値として公表する予定である。したがって、本資料に掲載しているデータは、再調査終了後に変動することがあり得るので注意願いたい。

調查結果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1. 1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数

平成 18 年度、全国の 1,829 市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、273 件であった。

(2) 相談・通報者 (表 1)

相談・通報者の内訳は、「親族」が 24.5%と最も多く、次いで「当該施設職員」が 23.1%、「当該施設元職員」が 10.6%であった。なお、「本人による届出」は 4.0%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳の該当項目に重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報総数 273 件と一致しない。

表 1 相談・通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明(匿名を含む)	合計
人	11	67	63	29	2	16	8	16	45	40	297
%	4.0	24.5	23.1	10.6	0.7	5.9	2.9	5.9	16.5	14.7	-

(注 1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数 273 件と一致しない。

(注 2) %は相談・通報総数 273 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない。

(3) 事実確認の状況 (表 2)

相談・通報総数 273 件のうち、「事実確認を行った事例」は 240 件、「事実確認を行わなかった事例」は 33 件であった。「事実確認を行った事例」240 件のうち、「訪問調査(介護保険法又は老人福祉法に基づく立入検査等を含む)による事実確認を行った事例」が 218 件、「訪問調査以外の方法による事実確認を行った事例」が 22 件であった。

一方、事実確認を行わなかった 33 件における、その理由は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 15 件、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が 12 件、「その他」が 6 件であった。

表 2 相談・通報に関する事実確認の状況

相談・通報総数	273 件
事実確認を行った	240 件
訪問調査による事実確認	218 件
上記以外の方法による事実確認	22 件
事実確認を行わなかった	33 件
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例	15 件
後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例	12 件
その他	6 件

訪問調査による事実確認を実施主体別（表 3）にみると、「市町村単独のみ」が 181 件の他、「都道府県と市町村の合同のみ」が 31 件、「市町村単独と都道府県と市町村の共同の両方」が 6 件であり、218 件のうち 17.0%に当たる 37 件において、市町村と都道府県の共同による訪問調査が実施されていた。

表 3 訪問調査等による事実確認の実施主体の内訳

	件数	回数
市町村単独のみ	181	251
都道府県と市町村の合同のみ	31	39
市町村単独と都道府県と市町村の共同の両方	6	15
合計	218	305

（４）都道府県への報告（表 4）

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、法第 22 条及び法律施行規則第 1 条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないとされている。

事実確認を行った事例 240 件のうち、58 件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由の内訳は、「虐待の事実が認められた」が 42 件、「虐待の事実が認められたが、更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が 9 件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が 7 件であった。

表 4 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	件数
虐待の事実が認められた	42 件
虐待の事実が認められたが、更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	9 件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	7 件

1. 2. 都道府県における対応状況等

（１）市町村から報告があった事例

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、平成 18 年度に市町村から都道府県へ報告があった 58 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待を受けた高齢者本人の状況、虐待を行った養介護施設従事者等の状況、虐待の種別・類型、対応状況等について集計を行った。

ア. 施設・事業所の種別（表 5）

「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が 36.2%と最も多く、次いで「介護老人保健施設」が 19.0%、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が 15.5%であった。

表5 当該施設・事業所の種別

	養護 老人 ホーム	有料 老人 ホーム	軽費 老人 ホーム	特別 養護 老人 ホーム	介護 老人 保健 施設	訪問介 護、訪問 入浴介 護	短期入 所施設	認知症対 応型共同 生活介護	その 他	合計
件数	1	7	1	21	11	4	3	9	1	58
%	1.7	12.1	1.7	36.2	19.0	6.9	5.2	15.5	1.7	100.0

イ. 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級別及び要介護状態区分別の内訳について、被虐待高齢者が特定できなかった2件を除く56件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、56件の事例に対し、被虐待高齢者の総数は76人であった。

(ア) 性 (表6)

「男性」が23.7%、「女性」が72.4%と、全体の7割以上が女性であった。

(イ) 年齢 (表7)

「80～89歳」が36.8%と最も多く、次いで「90～99歳」が28.9%であり、合わせて65.7%と、全体の6割以上が80歳以上であった。

表6 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人	18	55	3	76
%	23.7	72.4	3.9	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった2件を除く56件の事例を集計。

表7 被虐待高齢者の年齢

	65～ 69歳	70～ 79歳	80～ 89歳	90～ 99歳	不明・ その他	合計
人	4	17	28	22	4	76
%	6.6	22.4	36.8	28.9	5.3	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった2件を除く56件の事例を集計。

(ウ) 要介護状態区分 (表8)

「要介護4」が43.4%と最も多く、次いで「要介護5」が17.1%、「要介護3」が15.8%であり、合わせて「要介護3以上」が76.3%と約4分の3を占めた。

表8 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人	%
要支援1	1	1.3
要支援2	1	1.3
要介護1	7	9.2
要介護2	6	7.9
要介護3	12	15.8
要介護4	33	43.4
要介護5	13	17.1
不明	3	3.9
合計	76	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった2件を除く56件の事例を集計。

ウ. 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等（以下、虐待者）の年齢及び職種について、虐待者が特定できなかった 9 件を除く 49 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、49 件の事例に対し、虐待者の総数は 57 人であった。

(ア) 年齢 (表 9)

「29 歳未満」が 29.8%と最も多く、次いで「30～39 歳」が 21.1%であり、これらを合わせると「40 歳未満」が 50.9%と半数以上であった。

表 9 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	29 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不 明	合計
人	17	12	1	8	4	15	57
%	29.8	21.1	1.8	14.0	7.0	26.3	100

(注) 虐待者が特定できなかった 9 件を除く 49 件の事例を集計。

(イ) 職種 (表 10)

「介護職員」が 78.9%、「看護職員」が 8.8%の他に、「管理者」「施設長」及び「開設者」を合わせて 12.3%と 1 割強であった。

表 10 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職員	管理者	施設長	開設者	合計
人	45	5	4	2	1	57
%	78.9	8.8	7.0	3.5	1.8	100.0

(注) 虐待者が特定できなかった 9 件を除く 49 件の事例を集計。

エ. 虐待の種別・類型 (表 11)

市町村から都道府県へ報告があった 58 件の事例における虐待の種別・類型（複数回答）は、「身体的虐待」が 72.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 41.4%、「介護等放棄」が 10.3%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、内訳の該当項目に重複して計上されるため、内訳の合計は報告があった事例 58 件と一致しない。

表 11 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	種別不明	合計
件数	42	6	24	4	3	2	81
%	72.4	10.3	41.4	6.9	5.2	3.4	—

(注 1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は報告があった事例 58 件と一致しない。

(注 2) %は報告があった事例 58 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない。

オ. 対応状況等

市町村から都道府県へ報告があった事例 58 件のうち、「市町村による虐待の事実の認定に基づき、都道府県としても虐待の事実が認められたと判断した事例」が 38 件、「改めて事実確認を行った事例」が 20 件であった。改めて事実確認を行った 20 件の結果は、「虐待の事実が認められた事例」が 10 件、「虐待ではないと判断した事例」が 1 件、「虐待の事実が確認できなかった事例」が 9 件であった（表 12）。

表 12 市町村から報告された事例への都道府県の対応

市町村による虐待の事実の認定に基づき、都道府県としても虐待の事実が認められたと判断した事例	38 件
改めて事実確認を行った事例	20 件
虐待の事実が認められた事例	10 件
虐待ではないと判断した事例	1 件
虐待の事実が確認できなかった事例	9 件

したがって、最終的に「虐待の事実が認められた事例」が 48 件、「虐待ではないと判断した事例」又は「虐待の事実が確認できなかった事例」が合わせて 10 件であった。

虐待の事実が認められた事例 48 件における対応について表 13 に示す。都道府県又は市町村における介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が 45 件行われたほか、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」「改善命令」「指定の停止」が各 1 件行われた。

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」22 件、「勧告・命令への対応」が 2 件、「その他」が 17 件であった。その他の主な具体的な内容は、「虐待を行っていた職員を解雇」「高齢者虐待対応マニュアルの作成」「緊急職員会議の開催」「虐待防止について研修、啓発」「虐待者の配置換え、降格」「施設内虐待意識調査を実施」「被虐待高齢者・家族への謝罪」「施設内に人権委員会設置」等であった。

表 13 虐待の事実が認められた事例(48 件)における対応

介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使(都道府県又は市町村)	報告徴収、質問、立入検査、指導	45 件
	改善勧告	1 件
	改善命令	1 件
	指定の停止	1 件
	合計	48 件
当該施設等における改善措置(複数回答)	施設等から改善計画の提出	22 件
	勧告・命令等への対応	2 件
	その他	17 件

(2) 都道府県が直接把握した事例 (表 14)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関しては、市町村から都道府県へ報告があった 58 件のほかに、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 33 件あり、「後日、事実確認予定又は対応検討中」の 7 件を除く 26 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 5 件、「虐待ではないと判断した事例」が 4 件、「虐待の事実が確認できなかった事例」が 17 件であった。

「虐待の事実が認められた」5 件のうち、介護保険法または老人福祉法の規定による権限の行使として、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が 2 件行われたほか、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 3 件行われた。

表 14 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	33 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	5 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	4 件
事実確認を行ったが、虐待の事実が確認できなかった事例	17 件
後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例	7 件

(3) 都道府県における公表

法第 25 条の規定による都道府県における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等の公表については、平成 19 年 8 月 31 日現在で 24 都道府県が実施済みであった。

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数

平成18年度、全国の1,829市町村で受け付けた養介護者による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、18,393件であった。

(2) 相談・通報者(表15)

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が41.2%と最も多く、次いで「家族・親族」が13.2%、「被虐待高齢者本人」が11.9%、「民生委員」が9.1%、「警察」が6.8%であった。また、「虐待者自身」からは1.5%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳の該当には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報総数18,393件と一致しない。

表15 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人	7,583	1,004	1,682	2,194	2,434	271	1,295	1,249	1,840	298	19,850
%	41.2	5.5	9.1	11.9	13.2	1.5	7.0	6.8	10.0	1.6	—

(注1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数18,393件と一致しない。

(注2) %は相談・通報総数18,393件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(3) 事実確認の状況(表16)

「訪問による事実確認(立入調査事例は除く)」が61.3%、「関係者からの情報収集のみによる事実確認」が27.7%、「事実確認を行ったが、確認の方法が不明」が0.6%、「立入調査による事実確認」が1.4%であり、これらを合わせて91.1%の事例(16,751件)において、何らかの方法で事実確認が行われていた。一方、「立入調査が困難」が0.2%、「訪問拒否等により事実確認が不可能」が0.9%と、合わせて約1%の事例では事実確認が困難であった。

表16 事実確認の実施状況

	件数	%
訪問による事実確認を行った事例 ※立入調査事例は除く	11,282	61.3
関係者からの情報収集のみによる事実確認を行った事例	5,100	27.7
事実確認を行ったが、確認の方法が不明	112	0.6
立入調査による事実確認を行った事例	257	1.4
警察が同行した事例	107	
警察に援助要請したが同行はなかった事例	60	
立入調査が困難であった事例	31	0.2
訪問拒否等により事実確認が不可能だった事例	167	0.9
後日事実確認予定又は対応を検討中の事例	750	4.1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待事例ではないと判断し、事実確認を行わなかった事例	694	3.8
合計	18,393	100.0

(4) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という)の総数は、12,575 件であった。

一方、虐待を受けたとは思われなかったが、虐待を受ける恐れがある等の理由により、予防的に何らかの具体的な対応を行った事例の総数は、2,460 件であった。

以下、虐待判断事例における、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策の内訳等については、1829 の市町村のうち、回答に疑問点等がある 190 の市町村を除く 1,639 の市町村の回答(相談・通報総数 13,965 件、虐待判断事例総数 9,884 件)を対象に集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型(表 17)

「身体的虐待」が 64.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 35.6%、「介護等の放棄(ネグレクト)」が 29.4%、「経済的虐待」が 27.4%、「性的虐待」が 0.7%であった。

※1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、内訳の該当項目に重複して計上されるため、内訳の合計は虐待判断事例総数 9,884 件と一致しない。

表 17 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	6,340	2,908	3,520	71	2,705	15,544
%	64.1	29.4	35.6	0.7	27.4	—

(注 1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数 9,884 件と一致しない。

(注 2) %は虐待判断事例総数 9,884 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない。

(6) 被虐待高齢者の状況について

ア. 性及び年齢(表 18、表 19)

性別では、「女性」が 76.9%、「男性」が 22.8%と「女性」が全体の 4 分の 3 以上を占めていた。年齢階級別では「80~89 歳」が 39.8%と最も多く、次いで「70~79 歳」が 36.8%であり、これら 2 つの年齢階級を合わせると 76.6%と全体の 4 分の 3 以上を占めていた。

※1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

表 18 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人	2,284	7,717	29	10,030
%	22.8	76.9	0.3	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65~69 歳	70~79 歳	80~89 歳	90 歳以上	不明	合計
人	1,078	3,687	3,987	941	377	10,030
%	10.7	36.8	39.8	9.4	3.8	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

イ. 要介護認定者数 (表 20)

「認定済み」が 67.2% (6,742 人) と、約 7 割が要介護認定者であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護認定

	人	%
未申請	2,453	24.5
申請中	153	1.5
認定済み	6,742	67.2
認定非該当(自立)	351	3.5
不明	331	3.3
合計	10,030	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例 9,884 件に対し被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度 (表 21、表 22)

要介護認定者 6,742 人における要介護状態区分は、「要介護 3 以下」72.8%と、比較的軽度の者が 7 割以上を占めた。また、認知症日常生活自立度は、「Ⅱ以上」が 62.2%であった。

表 21 要介護認定者の要介護状態区分

	人	%
要支援 1	445	6.6
要支援 2	546	8.1
要介護 1	1,392	20.6
要介護 2	1,184	17.6
要介護 3	1,338	19.8
要介護 4	989	14.7
要介護 5	635	9.4
不明	213	3.2
合計	6,742	100.0

表 22 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人	%
自立又は認知症なし	1,179	17.5
自立度Ⅰ	924	13.7
自立度Ⅱ	1,461	21.7
自立度Ⅲ	1,312	19.5
自立度Ⅳ	535	7.9
自立度Ⅴ	106	1.6
認知症あるが自立度不明	779	11.6
自立度Ⅱ以上(再掲)	(4,193)	(62.2)
認知症の有無が不明	446	6.6
合計	6,742	100.0

(注) 「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

エ. 虐待者との同居・別居の状況 (表 23)

「虐待者と同居」が 84.3%と、8 割以上が虐待者と同居であった。

表 23 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	件数	%
虐待者と同居	8,335	84.3
虐待者と別居	1,072	10.8
その他	201	2.0
不明	276	2.8
合計	9,884	100.0

オ. 世帯構成 (表 24)

「未婚の子と同一世帯」が 30.5%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が 27.9%であり、両者を合わせると 58.4%と、6割近くが「子と同居」であった。

表 24 被虐待高齢者の世帯の構成

	件数	%
単身世帯	830	8.4
夫婦二人世帯	1,513	15.3
未婚の子と同一世帯	3,011	30.5
既婚の子と同一世帯	2,762	27.9
その他	946	9.6
不明	822	8.3
合計	9,884	100.0

カ. 虐待者との関係 (表 25)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 37.1%と最も多く、次いで「夫」が 14.1%、「娘」が 13.5%の順であった。

※ 1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、虐待者総数は 11,401 人であった。

表 25 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	1,606	557	4,229	1,543	1,165	287	213	491	532	778	11,401
%	14.1	4.9	37.1	13.5	10.2	2.5	1.9	4.3	4.7	6.8	100.0

(注) 虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、虐待者の総数は 11,401 人であった。

(7) 虐待への対応策について

ア. 分離の有無 (表 26)

虐待への対応として、被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離の有無は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」36.2%と、約 3 分の 1 強の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 59.7%と、約 6 割であった。

表 26 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	%
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	3,579	36.2
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	5,899	59.7
対応について検討、調整中の事例	406	4.1
合計	9,884	100.0

イ. 分離を行った事例の対応（表 27）

分離を行った事例における対応としては、「契約による介護保険サービスの利用」が 35.9%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 19.8%、「やむを得ない事由等による措置」が 13.7%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った 490 件のうち、37.1%に当たる 182 件において面会を制限する措置が行われていた。

表 27 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	1,285	35.9
やむを得ない事由等による措置	490	13.7
面会の制限を行った事例	182	
緊急一時保護	392	11.0
医療機関への一時入院	709	19.8
その他	703	19.6
合 計	3,579	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳（表 28）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 42.3%と最も多く、次いで、「被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用」が 24.2%、「見守り」が 22.0%であった。

表 28 分離を行っていない事例の対応の内訳(複数回答)

	件数	%
養護者に対する助言・指導	2,495	42.3
養護者自身が介護負担軽減のためサービスを利用	609	10.3
被虐待高齢者が介護保険サービスを新たに利用	671	11.4
被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用	1,434	24.3
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	686	11.6
その他	1,464	24.8
見守り	1,300	22.0

(注1) %は被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない 5,899 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない。

(注2) 「見守り」には、他の対応と重複がない事例のみ計上されている。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業（平成 19 年度から日常生活自立支援事業）の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 90 件、「利用手続き中」が 127 件であり、これらを合わせた 217 件のうち、市町村長申し立ての事例は 81 例（37.3%）であった。

一方、「地域福祉権利擁護事業の利用」は 205 件であった。

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成18年度末の状況を調査した。全部で13の項目について回答を求め、その結果を表29及び図1に示す。

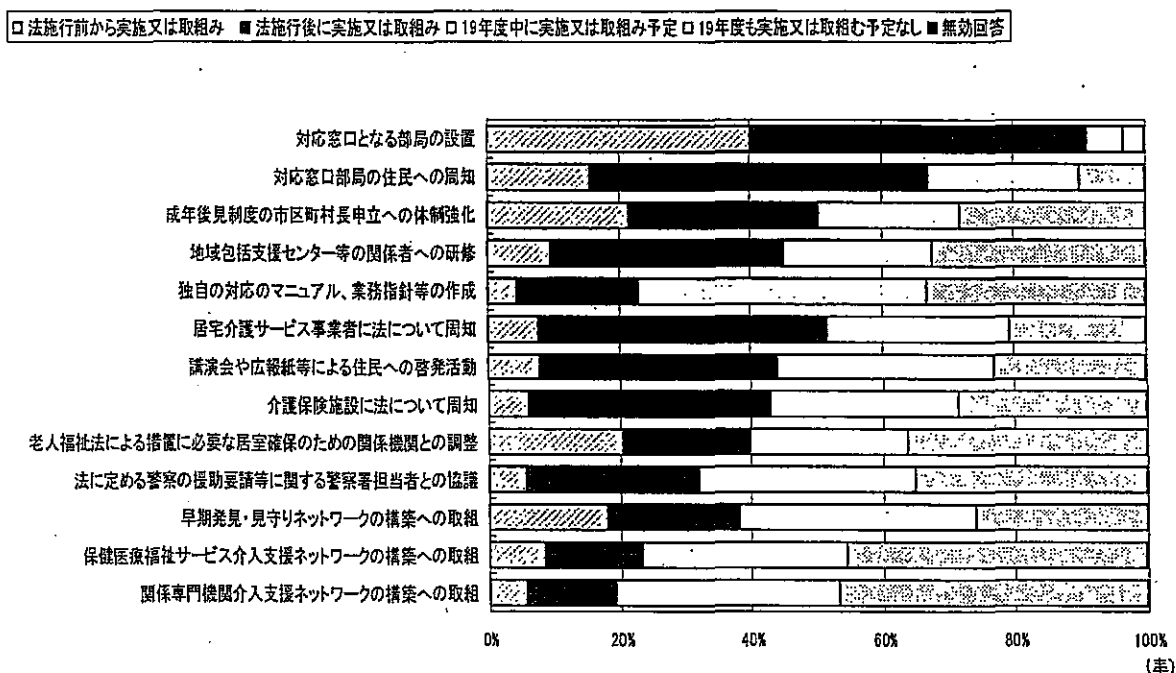
いずれの項目も、高齢者虐待防止法施行が契機となり、体制整備および取組みが促進されたことがわかる。

表29 市町村における体制整備等に関する状況

(1,829市町村、平成18年度末現在)

		法施行前 から実施 又は取組 み	法施行後 に実施又 は取組 み	(小計)	19年度 中に実施 又は取組 み予定	19年度も 実施又は 取組む予 定なし	無効 回答	計
対応窓口となる部局の 設置	数	735	934	1,669	99	59	2	1,829
	%	40.2	51.1	91.3	5.4	3.2	0.1	100.0
対応窓口部局の住民へ の周知	数	285	944	1,229	421	178	1	1,829
	%	15.6	51.6	67.2	23.0	9.7	0.1	100.0
成年後見制度の市区町 村長申立への体制強化	数	391	530	921	395	509	4	1,829
	%	21.4	29.0	50.4	21.6	27.8	0.2	100.0
地域包括支援センター 等の関係者への研修	数	173	653	826	415	587	1	1,829
	%	9.5	35.7	45.2	22.7	32.1	0.1	100.0
独自の対応のマニユア ル、業務指針等の作成	数	81	338	419	806	603	1	1,829
	%	4.4	18.5	22.9	44.1	33.0	0.1	100.0
居宅介護サービス事業 者に法について周知	数	141	803	944	511	371	3	1,829
	%	7.7	43.9	51.6	27.9	20.3	0.2	100.0
講演会や広報紙等によ る住民への啓発活動	数	142	667	809	601	418	1	1,829
	%	7.8	36.5	44.2	32.9	22.9	0.1	100.0
介護保険施設に法につ いて周知	数	109	675	784	527	515	3	1,829
	%	6.0	36.9	42.9	28.8	28.2	0.2	100.0
老人福祉法による措置 に必要な居室確保のた めの関係機関との調整	数	373	356	729	439	660	1	1,829
	%	20.4	19.5	39.9	24.0	36.1	0.1	100.0
法に定める警察の援助 要請等に関する警察署 担当者との協議	数	102	484	586	602	640	1	1,829
	%	5.6	26.5	32.0	32.9	35.0	0.1	100.0
「早期発見・見守りネット ワーク」の構築への取組	数	330	371	701	656	471	1	1,829
	%	18.0	20.3	38.3	35.9	25.8	0.1	100.0
「保健医療福祉サービス 介入支援ネットワーク」 の構築への取組	数	153	273	426	572	826	5	1,829
	%	8.4	14.9	23.3	31.3	45.2	0.3	100.0
「関係専門機関介入支 援ネットワーク」の構築 への取組	数	103	248	351	624	853	1	1,829
	%	5.6	13.6	19.2	34.1	46.6	0.1	100.0

図1 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の状況



各項目の平成18年度末現在の実施率を比較し表30に示す。「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が91.3%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が67.2%と最も実施率が高かった。一方、「老人福祉法の規定による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整」が39.9%、「早期発見・見守りネットワークの構築への取組」が38.3%、「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議」が32.0%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」が23.3%、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」が19.2%であり、地域における高齢者虐待対応に関する関係機関等との連携や調整が必要な項目については、市町村内部の体制整備や住民及び介護関係施設・事業所への法の周知等に比べて実施率が低く、平成19年度中に取り組む予定なしという率も高かった。

表 30 市町村における体制整備等の実施率(平成 18 年度末現在)

	%
対応窓口となる部局の設置	91.3
対応窓口部局の住民への周知	67.2
居宅介護サービス事業者に法について周知	51.6
成年後見制度の市区町村長申立への体制強化	50.4
地域包括支援センター等の関係者への研修	45.2
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	44.2
介護保険施設に法について周知	42.9
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	39.9
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	38.3
法に定める警察の援助要請等に関する警察署担当者との協議	32.0
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	23.3
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	22.9
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	19.2

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条―第十九条)

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十条―第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条―第二十八条)

第五章 罰則(第二十九条・第三十条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持に就いて高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者

を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じ

るおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食

又は長時間の放置、養護者以外の同居人

によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

5 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同法第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同法第二十五項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五條の三十九第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養

介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じ

るおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食

又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同法第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同法第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第二十二項に規定する介護予防サービス事業、同法第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同法第十八項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

らない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の

防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者

虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第十五条の二十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする

場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員確保)
第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待

の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第十五条の三十九第二項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若

しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養

介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることが出来る。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二條 市町村は、前条第一項から第三項

までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二條第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五條 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があつた場合にとつた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六條 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七條 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八條 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度

の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附則

1 (施行期日)
この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

2 (検討)
高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3
高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。